

答 申

諮問第79号

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成24年1月9日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、「作成又は取得していないため」との理由で対象公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年1月25日付け海建総第407号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年3月15日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、監察査察は調査の上、関係者を懲戒処分にし、当該非開示決定処分を取り消し、全て平成13年1月18日付け海建第7110号の地図訂正の同意についての起案文書（以下「海建第7110号起案文書」という。）である公図訂正一件文書に戻し、適正な形で開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、審査会における説明及び意見の陳述によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おお

むね次のとおりである。

- (1) 公文書開示請求書にも記載のとおり、理由書の〇〇〇氏に関する記載について、和歌山市上三毛字東山田〇〇〇番及び〇〇〇番所有者〇〇〇氏は〇〇〇番及び〇〇〇番の前には里道が無く、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の間に里道があるとされているが、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の土地は何処の土地であるのか。記載自体虚偽であることは当然のこととして、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の土地は旧公図上、〇〇〇跡地を分筆して登記された地番のことであり、公図訂正されない時点での土地は白地であり、無番地の土地のことであった。
- (2) 〇〇〇氏は〇〇〇番及び〇〇〇番（共に自己所有地）の前には里道が無く、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の間に里道がある等言うはずもない。理由書の〇〇〇氏に関する記載そのものが虚偽であり、この理由書の根拠として添付されたのが裁判記録（以下「判決書写し」という。）であるが、判決書写しの内容は〇〇〇氏でなく異議申立人の亡父に関する訴訟のことである。
- (3) 実施機関の虚偽説明で海建第7110号起案文書から理由書や判決書写し（以下「理由書等」という。）、〇〇〇〇と他人の所有者名を記載した土地所在図を隠匿させたことを見逃す答申を出させ、未だ被害が解消されていない。
- (4) 平成20年11月26日に海草振興局建設部で、異議申立人が見た海建第7110号起案文書には、開示請求した内容の理由書が綴られており、その開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 海建第7110号起案文書について

実施機関は、海建第7110号起案文書の綴りを、現在も海草

振興局建設部管理課に保存期間永久文書として保有している。

海建第7110号起案文書は、当時県道と里水路を管理していた海草振興局建設部管理課が、公図訂正に同意してよいかを決裁した公文書である。

海建第7110号起案文書は、現地の県道・里水路の配置が、公図訂正後の地図と一致すれば同意出来るものであり、必ずしも関係人の同意がないと実施機関として同意できないものでもない。

2 本件処分について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであるところ、実施機関は、異議申立人の記載する公文書開示請求書中の文言「うそを記載した文書」のように嘘が記載されているとか、編纂されていたものが隠されているということは当然にないとの前提で、公文書の特定の作業を進めた。なお、実施機関においては、理由書の添付書類として判決書写しがあり、両者が一体であるとも考えて、公文書の特定を行った。そして、海建第7110号起案文書の綴りを入念に再確認しても、その中には、今回特定した公文書である理由書は編纂されていなかった。

ところで、異議申立人は、平成20年11月に海草振興局建設部管理課で閲覧した際、海建第7110号起案文書に理由書等が編纂されていたと主張しているが、実施機関がそれらを毀棄・隠蔽した事実はない。海草振興局建設部の永久保存文書である海建第7110号起案文書の綴りには、元々異議申立人が添付されていたと主張する理由書等は編纂されていない。よって、実施機関は、「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、実施機関によれば、海建第7110号起案文書の綴りを入念に再確認したところ、理由書の添付書類であり、一体と考えている判決書写し自体も綴られていないことから、「作成又は取得していないため」との理由により、非開示決定を行ったものであると説明する。

ところで、平成20年11月26日海草振興局建設部において、異議申立人が見た文書が間違いなくあったと主張する海建第7110号起案文書に関しては、諮問第60号及び諮問第62号における答申においても、異議申立人が当該公文書に添付されていたと主張する書類である理由書等は添付されていなかったと見ることが相当であると判示されているとおり、実施機関において海建第7110号起案文書に、今回特定した文書である理由書等が綴られていないと認められるので、「作成又は取得していない」との説明は、特段不合理なことでもない。

よって、実施機関が「作成又は取得していないため」との理由により非開示決定を行った本件処分は、妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応や公函訂正事務に関して種々の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主

張の是非については、当審査会の判断するところではない。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年4月6日	○諮問（実施機関）
平成24年5月9日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成27年5月13日	○審議
平成27年6月3日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年7月28日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成27年8月26日	○審議
平成27年9月10日	○審議
平成27年9月30日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成24年1月9日	平成20年11月26日、〇〇〇氏〇〇〇〇の2人で存在を確認し、コピーを依頼して以来行方不明となった海建第7110号公図訂正関係一件文書に編綴されていた理由書、物件の表示和歌山市上三毛字東山田〇〇〇番〇〇外、上記物件の県道敷公図訂正について〇〇〇番及〇〇〇番所有者〇〇〇氏は〇〇〇番、〇〇〇番の前には里道はなく、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇の間に里道があるとの事で裁判になりましたが・・・とうそを記載した文書の開示。